

事業評価シート(R3年度事業評価用)

番号	0940140	001
----	---------	-----

【1.基本情報】

事業名	岐阜市福祉医療費助成事業(重度心身障害者等)【身体・知的分】				
担当部名	(福祉部)福祉事務所	担当課名	福祉医療課		
実施方法	直営	補助等の種類	-	実施主体	岐阜市
実施期間	昭和47 年度～	年度	根拠法令・関連計画	岐阜市福祉医療費助成に関する条例	

【2.事業概要】

事業の目的		重度の心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、健康の維持確保と福祉の増進を図る。
事業の内容		重度の心身障がい者が、病気などのため、医療機関で診察を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成する。
事業の対象	何を	医療費の助成
	誰に	次のいずれかに該当する人で、所定の所得制限制度に抵触しない方。(1)身体障害者手帳1～3級 (2)療育手帳A,A1,A2,B1 (3)戦傷病者特別項症から第4項症で身体障害者手帳4級 (4)65歳以上で寝たきりの人
	どのくらい	保険適用の医療費の一部を助成する。
令和3年度(実施内容)		○対象人員(年度平均) 11,846人 ○受診件数 387,559件

【3.支出(行政コスト)】

(1)人にかかるコスト

	令和元年度決算額		令和2年度決算額		令和3年度決算額	
	人件費(千円)	人日(人)	人件費(千円)	人日(人)	人件費(千円)	人日(人)
正職員	68	2	65	2	65	2
パートタイム会計年度任用職員(旧嘱託)	0	0	0	0	0	0
パートタイム会計年度任用職員(臨時雇用員)	0	0	0	0	0	0
計(A)	68	2	65	2	65	2

(2)物にかかるコスト

直接経費【直接事業費】(B)		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
		1,745,076	1,666,274	1,680,037
直接事業費の主な内訳		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
項目	医療費助成	1,707,411	1,629,596	1,643,536
	審査手数料	33,622	31,764	32,405
	委託料等	4,043	4,914	4,096
減価償却費【施設管理】(C)		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
		0	0	0
計(D)=B+C		1,745,076	1,666,274	1,680,037

(3)総コスト

総事業費(E)=A+D		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
		1,745,144	1,666,339	1,680,102

【4.収入】

収入内訳		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
国庫支出金		0	0	0
県支出金		904,578	859,985	825,454
市債		0	0	0
使用料・手数料		0	0	0
その他		92,046	101,500	94,343
計(F)		996,624	961,485	919,797

【5.収支】

市負担額一般財源(E-F)		令和元年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)
		748,520	704,854	760,305

【6.コストバランス】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業受益者	重度障がい者等(身体・知的分)	重度障がい者等(身体・知的分)	重度障がい者等(身体・知的分)
受益者数	12,007	11,952	11,846
受益者負担額(千円)	0	0	0
受益者負担率(%)	0.0%	0.0%	0.0%
受益者1人当たりのコスト (円、一般財源ベース)	62,340	58,974	64,182

【7.指標】

アウトプット評価（資源投入(インプット)により産出した活動(サービス)）

活動指標名	重度心身障害者等医療費助成(身体・知的分)	単位	千円
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	1,864,352	1,828,571	1,754,506
実績値	1,707,411	1,629,596	1,643,536

アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）

成果指標名	1人当たりの年間平均受診件数	単位	件／年
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	33.55	33.76	32.62
実績値	33.51	31.77	32.72
達成状況	○（達成）	○（達成）	×（未達成）

【8.評価】

評価項目	評価	理由(可能な限り定量的又は定性的な指標を用いて説明)
必要性 (①目的が市民・社会のニーズに合っているか) (②事業を市が担う必要があるか(民間・国・県)) ※【1】【2】から	高	重度心身障がい者で、所定の所得制限制度に合致する比較的低所得者である方たちの保健の向上と福祉の増進を図ることは、現代の成熟した市民社会が求める障がい者福祉にかかわる諸制度や行政サービスやそれを支える理念等から逸脱するものではなく、むしろ合致している。 県補助制度(補助率1/2)に基づき、県と市(町村)が展開する地方創設の福祉行政の助成事業である。民間が参入して当該事業の安定かつ継続的な維持確保・運営推進するのはまず不可能である。
効率性 (①費用対効果) (②他に効率的な方法がないか (広域・民間活用・市民協働)) ※【1】【3】【4】【5】【6】から	高	①身体・知的・精神の障がい者の15%前後の方が通院の医療費や交通費の負担で困っている一方、②60%前後の方々は通院に対して特に困っていないと回答(H30.3発行「第4次岐阜市障害者計画」P.33より)している。①は当該助成の必要性を裏付ける一方で、②は当該助成により、気兼ねなく医療機関で受診でき、障がい者の健康維持に寄与する一つのデータとして取り扱うことができる。 経済の低成長時代や少子高齢や人口減少の社会の進展に直面する現在、当該者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るという事業目的から見て、当該者にかかる医療費の一部に対する助成という手法は、効率性が高い。
有効性 (期待した効果が得られたか 又は計画した将来に効果が得られる見込か) ※【2】【7】から	高	当該者の方々は、自身の保健の向上と福祉の増進のため、利便性がある当該助成制度を活用していただいている状況があり、実績は上がっている。
公平性 (受益者及び受益者負担は適正か) ※【2】【6】【7】から	高	当該制度の受益者は、重度の心身障がい者であり、所定の所得制限制度に合致しているため、比較的に低所得者である。当該状況を勘案した上で、弱者支援の観点から、受益者としての妥当性を有し、その負担軽減を図ることは適切であり、公平性を保っているものである。
〔総合評価〕 (現状維持・改善(統合・縮小含む。)・廃止)	現状維持	当該事業の継続推進は妥当性を有するものである。しかし、年間歳出決算額が16～17億円と一定の規模であることを踏まえ、今後の財政及び社会状況の推移等の動向を注視しつつ、当該事業の維持継続を基軸として、かかる施策の推進を図る。